

2019年 8月 9日

経済産業大臣 世耕弘成 殿  
環境大臣 原田義昭 殿

小型家電リサイクル認定事業者協議会  
会長 金城正信

### 小型家電リサイクル制度の見直しにおける意見・要望書

#### 記

当協議会は平成 29 年（2017 年）1 月 23 日に設立した、小型家電リサイクル法の認定事業者 45 社（2019. 07 末時点の認定事業者数 54 社）からなる団体で、会員企業は小型家電リサイクル法の再資源化を担う中核的な主体として、日々小型家電の回収及びリサイクル処理に邁進しております。

当協議会では設立後小型家電リサイクル事業に関わる様々な課題や問題点を共有し、改善・解決に向けた議論を重ねて参りました。

施行後 6 年が経過し、中核的主体である認定事業者として課題や問題点の改善・解決に向け、積極的に関与していく所存です。つきましては、ここに集約したものを意見・要望書として提出させていただきますので施策の実施を切に希望します。

### 1. メーカーへの再生プラスチックの利用促進

認定事業者においては、環境省の重点施策のひとつである「省 CO2 型リサイクル等高度化設備導入促進事業」等を活用し、プラスチック類の高度選別設備を積極的に導入する等、プラスチック類のマテリアルリサイクルに注力しているところですが、2017 年、2018 年の中国の「輸入廃棄物管理目録」の厳格化に伴い、再生プラスチックの国内売買価格が著しく低下し、高度選別のコストが経済的に成り立ちにくくなっています。また、5 月 20 日の通知「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について」のとおり、廃プラスチック類の国内処理は逼迫してきています。認定事業者の多くは上述した通り、プラスチック類の高度選別設備を導入しプラスチック類のマテリアルリサイクルに着手しています。資源効率 (Resource Efficiency) や循環経済 (Circular Economy) を意識した、再生されたプラスチック二次原料を積極的に使用しなければならない制度設計並びに国内市場の創出が必要不可欠です。当協議会においても、プラスチック二次原料の現状 (分別種類、発生量他) を把握・整理する所存です。両省におかれましても、自動車メーカーや家電メーカー、プラスチック製品製造業者並びに素材・材料メーカーやコンパウンダー、再生加工業者等の関係者が意見交換できる協議の機会を設ける等、プラスチック二次原料の国内市場の創出に向けた検討に着手することを強く要望します。

### 2. リチウムイオンバッテリー (危険物) の取扱いについて

最近、ヤード火災事故の原因のひとつとして、リチウムイオンバッテリー (以下「LIB」という。) が注目、クローズアップされています。5 月 20 日の通知「廃プラスチック類等に係る円滑化等について」でも周知して頂いているところではありますが、出来れば、排出事業者や処分事業者が安全に的確に分別・除去できるように「取り外しマニュアル」などを作成し、今一度周知して頂き、ヤード火災事故の防止にご協力頂きたい。認定事業者においては、LIB が内装され取り出しが困難な製品情報を収集・整理し提供させて頂きますので、両省におかれましては自治体に対し、発火のおそれのある製品の分別保管の徹底を改めて通知等お願いします。

また、製造業者に対しては、小型家電リサイクル法第 9 条「製造業者の責務」に基づき、内装電池等の危険物が取り外しやすい、基板などの資源が回収しやすいエコデザインやエコ設計の推奨、取出方法等のマニュアルの作成・提供並びに取り外し工具の提供・紹介等、火災事故防止へ協力するよう働きかけをお願いします。

### 3. 事業者が排出する小型家電の回収について

「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」でもスポンサー企業を中心に業務用の携帯電話やパソコンが提供されました。事業者に対し、小型家電リサイクル法第 7 条「事業者の責務」に基づき、産業廃棄物として処理・処分している小型家電については、国から認定を受けている事業者 (以下「認定事業者」という。) に引き渡すことが望ましい旨を認定事業者へ引き渡すことのメリットや社会貢献意義 (SDGs) 等を含め、改めて啓もう・啓発するよう要望します。また、環境省におかれましては「アフターメダルプロジェクト

ト」の一環として、事業者等から産業廃棄物として排出される小型家電回収をレガシーとして継承できるような施策を当協議会と一緒に考えて頂くよう要望します。

#### 4. 制度対象品目の見直しについて

金属やプラスチックの MATERIAL リサイクルを推進していく上では、木材や繊維の多い商品（以下「資源化困難物」という。例えば木製スピーカー、こたつ、電気毛布、電子カーペット等）、が混入することは選別が困難になり MATERIAL 資源化の妨げとなります。現在、自治体と認定事業者の間で、受入条件等を協議し生産性向上並びに資源化効率向上に向けた取組がなされつつありますが、入札といった自由競争が行われているため、まだまだ受入条件等を細かく取り決め、仕様書に反映するまでには至っていません。当協議会においては、資源化困難物に該当する製品の整理を行っていく所存です。「混ぜればゴミ、分ければ資源」、小型家電制度の中でも同じだと考えます。両省におかれましても、回収を促進する観点から、今一度、自治体へ分別に関する啓もう・啓発を行うとともに、品目の整理・見直しを当協議会と一緒に考えて頂くよう要望します。

#### 5. パソコンの自治体回収の拡充について

パソコンを小型家電回収の対象外としている自治体に対し、平成 28 年 11 月 1 日付にて「小型家電リサイクル法に基づく分別・収集におけるパーソナルコンピュータの取扱いについて」として回収対象品目に加えるように通知されていますが、改めて働きかけて頂きたい。パソコン 3R 推進協議会の回収と小型家電リサイクル法の下でのパソコン回収は消費者の利便性からいずれの方法でもよいことを、今一度、自治体へ周知徹底し、積極的に小型家電リサイクル法の下での回収にも取り組むことをお願いします。当協議会としては自治体が少しでもパソコン回収に取り組みやすく出来るように、既存の宅配便回収をはじめ、市民の方がパソコンを安心して廃棄しやすい環境整備、例えば直接持込ができる回収拠点の拡充や盗難防止対策済みの回収ボックスの貸出などを広く参加認定事業者に呼びかけていく所存です。

#### 6. 変更申請及び変更届の手続きについて

「小型家電リサイクル法に係る再資源化事業計画の認定申請の手引き」は示されていますが、変更申請時等に必要な書類の作成に時間を要しています。申請図書の作成ポイントや留意点が記載された「作成マニュアル」の検討をお願いします。また、申請手続き完了までは新たな運用が叶わず、タイムリーな営業ができません。事務手続きの更なる迅速化に向けた指導を切にお願いします。

#### 7. 災害時における自治体との連携について

昨年は西日本豪雨災害や北海道胆振東部地震など大規模な災害が発生しました。そのような非常時に備え、当協議会としては、認定事業者が協力して速やかに、かつ適正に処理・資源化できる体制を構築しておくことは、災害廃棄物対策の一環として重要ではないかと

考えている次第です。当協議会として、災害時の小型家電回収における課題や取組方針等を自治体等へ提案し協力体制についてまとめていく所存です。

両省におかれましては、自治体への提案事項への助言並びに災害時の運用方針等について当協議会にご指導を頂くよう要望します。